

給付金と相談窓口のご案内

妊婦支援給付金は、流産・死産・中絶を
された方も対象になります。

妊婦認定時に5万円、

支給額

妊娠していた子どもの人数×5万円

(これまでの支給状況によってかわります)

●対象者

妊娠されていた人（綾部市に住民票のある方）

※本制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる
「妊娠」と定義しています。

●申請時期

流産・死産等をされた場合は、医療機関において、その事実が確認された日
以降に届け出ることができます。

妊娠届出後の場合は母子健康手帳、届出前の場合は医師の診断書が必要です。

●申請先

綾部市こども支援課母子保健担当に申請してください。

<申請に必要なもの>

1. 妊娠届出後の場合は母子健康手帳、届出前の場合は医師の診断書
2. マイナンバーカードまたは通知カード
3. （2が通知カードの場合）運転免許証等の身分証明書
4. 振込先となる通帳（妊娠されていた方のもの）



来所の際は、ここから
ご予約をお願いします。

相談

支援給付と組み合わせて、相談支援を実施しています。
給付申請時等にお話を伺うことができます。

<綾部市>

助産師相談

方法：電話または来所

日時：毎週水曜日 9:00~12:00

場所：綾部市こども家庭センター
(綾部市保健福祉センター)

予約は
こちらから→



<京都府>

きょうと妊娠から子育てSNS相談

方法1：LINEによる相談

24時間365日受付

ご相談は
こちらから→



方法2：オンラインによる対面相談
(事前予約制)

令和7年7月～
開始

<給付金の申請先・問い合わせ>

綾部市こども支援課母子保健担当

住所：綾部市青野町東馬場下15番地の6

電話：0773-42-0020 MAIL:kodomoshien@city.ayabe.lg.jp